

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 新旧対照条文

◎ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）	（抄）	（第一条関係）	．．．．．	1
◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）	（抄）	（第二条関係）	．．．．．	36
◎ 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）	（抄）	（第三条関係）	．．．．．	40
◎ 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）	（抄）	（第四条関係）	．．．．．	48
◎ 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）	（抄）	（第五条関係）	．．．．．	53

◎ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節～第四節 （略）</p> <p>第五節 給付（第二十二條・第二十二條の二）</p> <p>第六節～第八節 （略）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（過半数代表者）</p> <p>第二条 法第三条第一項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（規約の承認の申請）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 企業型年金</p> <p>第一節～第四節 （略）</p> <p>第五節 給付（第二十二條）</p> <p>第六節～第八節 （略）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（過半数代表者）</p> <p>第二条 法第三条第一項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（規約の承認の申請）</p>

第三条 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 法第三条第一項の同意を得たことについての次に掲げる書類

イ (略)

ロ 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

三 法第七条第一項及び第二項の規定による委託に係る契約に関する書類（法第三条第三項第一号に規定する事業主（第三条第二項、第三十条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）

四・五 (略)

六 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類

七 (略)

第三条 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 法第三条第一項の同意を得たことについての次に掲げる書類

イ (略)

ロ 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

三 法第七条第一項及び第二項の規定による委託に係る契約に関する書類（法第三条第三項第一号に規定する事業主（第三条第二項、第三十条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条、第七十条第二項第二号並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）

四・五 (略)

六 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類

七 (略)

23 (略)

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第四条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ (略)

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額(当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額(ホ及びチの規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二分の一に相当する額を下回らないものであること(請求日において、個人別管理資産(当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。))について、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。ニにおいて同じ。)

ニ 二 (略)

二 (略)

23 (略)

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第四条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ (略)

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額(ホ及びチの規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二分の一に相当する額を下回らないものであること(請求日において、個人別管理資産について、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。ニにおいて同じ。)

ニ 二 (略)

二 (略)

2
(略)

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第四条の二 (略)

(企業型年金規約の閲覧)

第四条の三 企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的

方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第

二十一条を除き、以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ

電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるよう

して備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第四条第四項の

企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事

業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な

措置を講じなければならない。

(連合会への通知事項)

第四条の四 法第四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる
ものとする。

一 法第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条

第一項の承認を受けた事業主の名称及び住所

二 厚生労働大臣が法第三条第一項の承認をした年月日及びその承認を

受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日

三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2
(略)

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第四条の二 (略)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請について準用する。

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第三条第三項第一号に掲げる事項

二 法第三条第三項第二号に掲げる事項

三 十 (略)

十一 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号から第七号の三までに掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 前項第一号に掲げる事項(事業主の増加及び減少に係る場合を除く。)

二 前項第二号に掲げる事項(実施事業所又は船舶の増加及び減少に係る場合を除く。)

三 五 (略)

(規約の変更の承認の申請)

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第三条第三項第一号に掲げる事項(事業主の増加に係る場合を除く。)

二 法第三条第三項第二号に掲げる事項(実施事業所又は船舶所有者の増加に係る場合を除く。)

三 十 (略)

十一 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 前項第一号に掲げる事項(事業主の減少に係る場合を除く。)

二 前項第二号に掲げる事項(実施事業所又は船舶所有者の減少に係る場合を除く。)

三 五 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）

イ（略）

ロ 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

二（四）（略）

五 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号））に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となること

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）

イ（略）

ロ 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

二（四）（略）

五 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号））に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る厚生年金保険の被保険者の全員が企業型年金加入者となること

についての書類

七 (略)

2・3 (略)

(規約の軽微な変更の届出)

第七条 法第六条第一項の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

三 事業主の増加に係る場合は、当該増加する事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

四 実施事業所又は船舶の増加に係る場合は、当該増加する実施事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

五 事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合が

についての書類

七 (略)

2・3 (略)

(規約の軽微な変更の届出)

第七条 法第六条第一項の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

(新設)

(新設)

(新設)

ないときは過半数代表者と事業主との間の協議の経緯を明らかにする書類

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2～9 (略)

10 事業主は、企業型年金加入者等(四十六歳以上の者に限る。第十五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一～四 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2～9 (略)

10 事業主は、企業型年金加入者等(四十六歳以上の者に限る。第十五条第一項第十三号及び第十四号において同じ。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一～四 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 企業型年金加入者等が、他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であったことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失

月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項

四〇十 (略)

(削る)

十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

十二・十三 (略)

十四 第二十二條の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五 第六十九條の二第五項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十條第四項の規定により提供された記録の内容

十七 第七十條第五項の規定により通知された内容

2・3 (略)

4 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿について

の年月日

四〇十 (略)

十一 法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

4 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿について

は、企業型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによって保存及び引渡しを行うことができるものとする。

5 (略)

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 第十五条第一項第二号及び第三号(他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。)に掲げる事項並びに今期日における法第三十三条第一項の通算加入者等期間(当該企業型記録関連連運営管理機関等が行う記録関連業務に係る部分に限る。)

2 法第二十七条の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 企業型記録関連連運営管理機関等は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該企業型年金加入者等の承諾を得て、第一項に掲げる通知すべき事項を次に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

一 電子情報処理組織(企業型記録関連連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する

は、企業型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)又はマイクロフィルムによって保存及び引渡しを行うことができるものとする。

5 (略)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（第五項の規定による承諾又は第六項の規定による申出をする場合にあつては、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

5 企業型記録関連運営管理機関等は、第三項の規定により第一項に掲げる通知すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該企業型年金加入者等に対し、第三項に掲げる電磁的方法のうち当該企業型記録関連運営管理機関等が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定により企業型年金加入者等の承諾を得た企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金加入者等から書面又は電磁的方法によ

（新設）

（新設）

（新設）

り電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該企業型年金加入者等に対し、第一項に掲げる通知すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該企業型年金加入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第五節 給付

(給付に関する通知)

第二十二条 (略)

(老齢給付金の裁定の請求等)

第二十二条の二 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定

第五節 給付

(給付に関する通知)

第二十二条 (略)

(新設)

める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。)を受けた企業型記録関連連運管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連連運管理機関等以外の記録関連連運管理機関等(企業型記録関連連運管理機関等又は個人型記録関連連運管理機関をいう。以下同じ。)又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連連運管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第七号、第八号(法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。)、第十一号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。)及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第七号、第八号(法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。)、第十一号(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算

加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。) 及び第十六号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

4 | 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

第六節 事業主の行為準則

(事業主のその他の行為準則)

第二十三条 (略)

(企業型年金の終了の承認の申請)

第二十五条 法第四十六条第一項の規定による企業型年金の終了の承認の申請は、企業型年金の終了の理由を記載した申請書に、同項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

第六節 事業主の行為準則

(事業主のその他の行為準則)

第二十三条 (略)

(企業型年金の終了の承認の申請)

第二十五条 法第四十六条第一項の規定による企業型年金の終了の承認の申請は、企業型年金の終了の理由を記載した申請書に、同項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇五 (略)

六 第二十二條の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七 第六十九條の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八 第七十條第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

九 第七十條第五項の規定により通知した内容を記録した書面

二〇四 (略)

(個人型年金の給付の額の算定方法の基準)

第三十三條 第四條の規定は、個人型年金に係る年金又は一時金として支給されるものの算定方法について準用する。この場合において、同条中「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「当該企業型年金」とあるのは「当該個人型年金」と読み替えるものとする。

第三十八條 削除

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二〇四 (略)

(個人型年金の給付の額の算定方法の基準)

第三十三條 第四條の規定は、個人型年金に係る年金又は一時金として支給されるものの算定方法について準用する。この場合において、同条中「企業型年金規約」とあるのは、「個人型年金規約」と読み替えるものとする。

(個人型年金加入者とならない者)

第三十八條 令第三十五條第三号の厚生労働省令で定めるものは、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される者であつて、次に掲げるものとする。

一 一定の勤続年数又は年齢に到達しないことにより企業型年金加入者

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 〆六 (略)

七 法第六十二条第一項第三号に掲げる者にあつては、掛金納付の方法

八 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無(企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第七条第一項第二号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかの別を含む。)についての当該事業主の証明書

ニ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者に係る確定給付企

とならないもの

二 企業型年金加入者とならないことを選択したもの

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 〆六 (略)

(新設)

七 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者が企業型年金加入者の資格を有しておらず、かつ、第三十八条各号に掲げるものでないことについての当該事業主の証明書

ニ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者が確定給付企業年

業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

ホ 申出者が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

ヘ 申出者が私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

ト 申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第六条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

チ（略）

（第二号加入者の届出）

第四十五条 第二号加入者（個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

金の加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ホ 申出者が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第六号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者が国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格を有しないことについての事業主の証明書

ヘ 申出者が私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項各号に掲げる学校法人等に使用される者であるときは、申出者が私立学校教職員共済制度の加入者の資格を有しないことについての事業主の証明書

（新設）

ト（略）

（第二号加入者の届出）

第四十五条 第二号加入者は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

一〇四 (略)

五 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

2 第二号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 取得又は喪失した当該資格の名称

三 当該資格を取得又は喪失した年月日

3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号ハからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者(国民年金法第七条第一

項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。

一)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となつたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 資格の種別の変更の年月日

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の毎月の掛金の額

四 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番

号及び毎月の掛金の額

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

2 前項の届出書には、第三十九条第二項第二号ハからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 国民年金法第七条第一項に規定する第一号被保険者(以下「

第一号被保険者」という。)である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 資格の種別の変更の年月日

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の毎月の掛金の額

四 掛金納付の方法

<p>五 付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあつては、その旨</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>2 第一号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに掲げる事項</p> <p>二 掛金納付の方法</p> <p>(削る)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>3 第一号被保険者又は第二号被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる事項</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>4 第二項の届出書(同項第一号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(個人型年金加入者等原簿)</p> <p>第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>2 第二号被保険者である個人型年金加入者は、第一号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに掲げる事項</p> <p>二 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額</p> <p>三 付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあつては、その旨</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項の届出書(同項第一号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(個人型年金加入者等原簿)</p> <p>第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
--	---

一〇七 (略)

八 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

九 第七十条第五項の規定により通知された内容

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項

四〇十 (略)

(削る)

十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者等が、企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であつたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日

四〇十 (略)

十一 法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又

は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

十二・十三 (略)

十四 第五十九条において準用する第二十二条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十条第五項の規定により通知された内容

255 (略)

(準用規定)

第五十九条 前章第四節の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十八条から第二十二条までの規定中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、第二十二条の二中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型記録関連運営管理機関」と、「企業型記録関連運営管理機関」と読み替えるものとする。

は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

255 (略)

(準用規定)

第五十九条 前章第四節の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十八条から第二十二条までの規定中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と読み替えるものとする。

管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関は」と、「業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)

第六十二条 (略)

2 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）第八条第二項第六号中「その他」とあるのは「確定拠出年金の個人型年金に関する事項その他」と、第十九条中「法、」とあるのは「法、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（この法律に基づく命令を含む。）、」と、第二十条の表第二条第一項の項中「事業経理及び業務経理」とあるのは「事業経理、業務経理及び確定拠出年金事業経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は、」とあるのは「業務経理は、その他の取引を経理」と、同項下欄中「業務経理は、」とあるのは「業務経理は、その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項に規定する個人型年金の事業に係る取引を除く。）を経理するものとし、確定拠出年金事業経理は、個人型年金の事業に係る取引を経理」と、同表第四条第二項の項中「又は業務経理」とあるのは「、業務経理又は確定拠出年金事業

2 (略)

(法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)

第六十二条 (略)

2 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）第八条第二項第六号中「その他」とあるのは「確定拠出年金の個人型年金に関する事項その他」と、第十九条中「法、」とあるのは「法、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（この法律に基づく命令を含む。）、」と、第二十条の表第二条第一項の項中「事業経理及び業務経理」とあるのは「事業経理、業務経理及び確定拠出年金事業経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は、」とあるのは「業務経理は、その他の取引を経理」と、同項下欄中「業務経理は、」とあるのは「業務経理は、その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項に規定する個人型年金の事業に係る取引を除く。）を経理するものとし、確定拠出年金事業経理は、個人型年金の事業に係る取引を経理」と、同表第四条第二項の項中「又は業務経理」とあるのは「、業務経理又は確定拠出年金事業

経理」とする。

3 (略)

(死亡の届出)

第六十九条 法第百十三条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会（企業型年金運用指図者であつて当該企業型年金に個人別管理資産があるものが死亡した場合にあつては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等）に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 基礎年金番号

三 (略)

2 前項の届出書には、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の死亡についての証明書を添付しなければならない。

3 企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が法第八十条から第八十三条までの規定により移換されなかつたもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。以下この項において「移換待機者」という。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に届け出なければならない。この場合において、移換待機者の死亡の届出については、前二項の規

経理又は確定拠出年金事業経理」とする。

3 (略)

(死亡の届出)

第六十九条 法第百十三条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会（受給権者が死亡した場合にあつては、当該受給権を裁定した者）に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 個人型年金加入者が死亡した場合にあつては、基礎年金番号

三 (略)

2 前項の届出書には、個人型年金加入者又は受給権者の死亡についての証明書を添付しなければならない。

(新設)

定を準用する。

(脱退一時金の支給の請求等)

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 (略)

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

4 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じ、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する

(脱退一時金の支給の請求等)

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 (略)

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長。次条第二項第一号において同じ。)の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

(新設)

る事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関
当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号及び
第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定し
た個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関す
る事項

5 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管

理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、当該記録の提供を求める企
業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものと
する。

6 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のう
ち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項
の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」とある
のは、「個人型年金運用指図者期間（これらの期間のうち、当該脱退一
時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）」とする。

7 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のう
ち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第
三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第
七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により
準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則
第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者
期間」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受
けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定

(新設)

(新設)

(新設)

により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）」とする。

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第一号に規定する保険料免除者であることを証する書類

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法附則第三条に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、第一号に掲げる書類に限る。

一 (略)

二 請求者が第二号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 請求者が第二号被保険者であることについての書類

ロ 請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を實施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を實施している場合にあつては当該請求者が企業型年金加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ハ 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(1) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

(2) 確定給付企業年金の加入者

(削る)

3 | 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連

合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 | 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

(新設)

三 | (3) 国家公務員共済組合の組合員
(4) 地方公務員等共済組合の組合員
(5) 私立学校教職員共済制度の加入者
請求者が国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者である場合にあつては、それについての書類

- 二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項
- 4 前項の規定により記録の提供を求められた当該個人型記録関連連運管理機関又は連合会以外の記録関連連運管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める個人型記録関連連運管理機関又は連合会に対し、求められた記録を提供するものとする。
- 5 法附則第三条第二項の規定に基づき脱退一時金の裁定を行った個人型記録関連連運管理機関又は連合会は、第三項の規定により提供された記録に基づいて脱退一時金の裁定を行った場合は、当該記録の提供をした当該記録関連連運管理機関等又は連合会に対して脱退一時金を支給した日を知するものとする。
- 6 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十

（新設）

（新設）

（新設）

三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第七十四條の二第二項の規定により算入された法第七十三條の規定により準用する法第三十三條第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第三條第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四條第二項及び第五十四條の二第二項の規定により第三十三條第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四條の二第二項の規定により算入された第七十三條の規定により準用する第三十三條第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）」とする。

様式第一号(第三条第一項第二号関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の実施に同意し、併せて、企業型年金規約の作成及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第一号(第三条第一項第二号関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の実施に同意し、併せて、企業型年金規約の作成及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第6項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第二号(第六条第一項第一号関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第3項第5号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第二号(第六条第一項第一号関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第6項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第三号(第七条第一項関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は <u>第一号等厚生年金被保険者</u> の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第三号(第七条第一項関係)

年 月 日
(事業主名)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は <u>厚生年金保険の被保険者</u> の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第6項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第四号(第二十五条関係)

年 月 日
(事業主)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は <u>第一号等厚生年金被保険者</u> の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の終了及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第四号(第二十五条関係)

年 月 日
(事業主)殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は <u>厚生年金保険の被保険者</u> の過半数を代表する者の氏名 印
同 意 書
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の終了及び 厚生(支)局長に対する承認の申請に同意します。

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第6項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第五号(第三條第一項第二号、第六條第一項第一号、第七條第一項及び第二十五條関係)

労働組合の現況について	
年 月 日現在の標記状況は以下の通りです。	
1. 厚生年金適用事業所名	
2. 労働組合の名称	
3. 当該厚生年金適用事業所に使用される <u>第一号等厚生年金被保険者</u> の数	
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される <u>第一号等厚生年金被保険者</u> のうち当該労働組合の組合員の数	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日 厚生(支)局長 殿	厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所
	印

(日本工業規格A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項又は第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第五号(第三條第一項第二号、第六條第一項第一号、第七條第一項及び第二十五條関係)

労働組合の現況について	
年 月 日現在の標記状況は以下の通りです。	
1. 厚生年金適用事業所名	
2. 労働組合の名称	
3. 当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数	
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される <u>厚生年金保険の被保険者</u> のうち当該労働組合の組合員の数	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日 厚生(支)局長 殿	厚生年金適用事業所名 所在地 事業主名 住所
	印

(日本工業規格A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第6項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第六号(第三條第一項第二号、第六條第一項第一号、第七條第一項及び第二十五條関係)

証 明 書

下記の者が当厚生年金適用事業所の第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名
4. 住 所
5. 選出方法

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
厚生(支)局長 殿

厚生年金適用事業所名
所在地
事業主名 印
住所

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第3条第1項又は第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第六号(第三條第一項第二号、第六條第一項第一号、第七條第一項及び第二十五條関係)

証 明 書

下記の者が当厚生年金適用事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名
4. 住 所
5. 選出方法

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
厚生(支)局長 殿

厚生年金適用事業所名
所在地
事業主名 印
住所

(日本工業規格 A列4番)

(備考)

1. 「厚生年金保険の被保険者」とは、法第2条第5項に規定する者をいう。
2. 「地方厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係
 省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第三条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十条第一項（第二号及び第三号イに係る部分に限る。）、第十一条第一項、第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号ニに係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十四号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ（1）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>○この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行</p>	<p>（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第三条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十条第一項（第二号及び第三号イに係る部分に限る。）、第十一条第一項、第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号ニに係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十四号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ（1）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。</p>

規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項第六号</p>	<p>被用者年金被保険者等</p>	<p>第一号等厚生年金被保険者（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第二条の規定による改正後の第二条第六項に規定する「第一号等厚生年金被保険者」をいう。以下同じ。）</p>
<p>第六条第一項第五号</p>	<p>被用者年金被保険者等</p>	<p>第一号等厚生年金被保険者等</p>
<p>第十五条第一項第十二号</p>	<p>算入された期間 事項</p>	<p>算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月 事項（当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）</p>
<p>第三十九条第二号二</p>	<p>又は受益者等の資格を有していないこと</p>	<p>の資格又は加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書</p>
<p>第五十六条第</p>	<p>算入された期間</p>	<p>算入された期間並びに当該</p>

一 項 第 十 二 号	
事項	算入された期間の開始年月及び終了年月
1	事項（当該個人型記録関連 運営管理機関の行う記録関連業務に係る事項に限る。）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条（略）

2 存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一 項第十二号	項	法的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） （附則第三十八条第三項の
-----------------	---	---

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条（略）

2 存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一 項第十二号	項	法的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） （附則第三十八条第三項の
-----------------	---	---

		第二十六条第一項第五号	(略)	第三十条第二項第三号	第五十六条第一項第十二号			
	事項		(略)	(略)	算入された期間	事項	算入された期間	
		(略)	(略)	略)	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月	事項(当該企業型記録関連 運営管理機関等を行う記録 関連業務に係る事項に限る 。)	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月	規定により読み替えられた 法第五十四条の二第一項

		第二十六条第一項第五号	(略)	第三十条第二項第三号 (新設)				
	(新設)		(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
		(略)	(略)	略)	(新設)	(新設)	(新設)	規定により読み替えられた 法第五十四条の二第一項

◎ 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 国民年金基金</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 給付（第三十五条・第三十五条の二）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（解散の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（吸収合併の認可の申請）</p> <p>第五条の二 法第百三十七条の三第一項の規定による吸収合併の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一 吸収合併をしようとする基金の名称及び加入員数</p> <p>二 吸収合併存続基金の名称</p>	<p>目次</p> <p>第一章 国民年金基金</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 給付（第三十五条）</p> <p>第七節・第八節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（解散の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（新設）</p>

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 吸収合併契約書の写し

二 認可の申請前一月以内現在における吸収合併をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三 法第百三十七条の三の三の議決をした代議員会の議事録

3 吸収合併存続基金については、吸収合併に伴う規約変更の認可の申請は、吸収合併の認可の申請と同時に行わなければならない。

(法第百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項)

第五条の三 法第百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項は、吸収合併が効力を発生する予定年月日とする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の四 法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(吸収分割の認可の申請)

第五条の五 法第百三十七条の三の七第一項の規定による吸収分割の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 吸収分割をしようとする基金の名称

(新設)

(新設)

(新設)

二 吸収分割承継基金の名称及びその加入員となる者の数

三 吸収分割承継基金が承継する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 吸収分割契約書の写し

二 認可の申請前一月以内現在における吸収分割をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三 法第百三十七条の三の九の議決をした代議員会の議事録

3 吸収分割承継基金については、吸収分割に伴う規約変更の認可の申請は、吸収分割の認可の申請と同時に行わなければならない。

(法第百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項)

第五条の六 法第百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項は、吸収分割が効力を発生する予定年月日とする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七 法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(地方厚生局長等の經由)

第六条 (略)

2 第五条の二第一項の申請は、吸収合併存続基金を管轄する地方厚生局

(新設)

(新設)

(地方厚生局長等の經由)

第六条 (略)

(新設)

長等を経由して行うものとする。

- 3 第五条の五第一項の申請は、吸収分割承継基金を管轄する地方厚生局長等を経由して行うものとする。

(加入の申出)

第七条 (略)

- 2 次の各号に規定する者にあつては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。

一・二 (略)

- 三 法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者(同条第一項第二号に掲げる者に限る。)にあつては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

(在外邦人による加入の申出)

第七条の二 法附則第五条第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによつて行わなければならない。

- 2 前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 法附則第五条第一項第三号に掲げる者であることを明らかにすること

(新設)

(加入の申出)

第七条 (略)

- 2 次の各号に規定する者にあつては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。

一・二 (略)

- 三 法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者にあつては、同条第一項第二号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

(新設)

とができる書類

(一時金の裁定の請求)

第二十二條 法第百三十三條において準用する法第十六條の規定による一時金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによつて行わなければならない。

一 一六 (略)

七 法第五十二條の二の死亡一時金の支給を受け、又は受けようとする

場合はその旨

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 一四 (略)

五 法第五十二條の二の死亡一時金の支給を受けている場合にあっては、当該死亡一時金の支給を受けていることを明らかにすることができ
る書類

3 (略)

第六節 給付

(年金及び一時金の額の基準)

第三十五條 (略)

(年金の過誤払による返還金債権への充當)

第三十五條の二 法第百三十三條において準用する法第二十一條の二の規定による基金が支給する年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権

(一時金の裁定の請求)

第二十二條 法第百三十三條において準用する法第十六條の規定による一時金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによつて行わなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 一四 (略)

(新設)

3 (略)

第六節 給付

(年金及び一時金の額の基準)

第三十五條 (略)

(新設)

への充当は、基金が支給する年金の受給権者の死亡を支給事由とする基金が支給する一時金の受給権者が、当該年金の受給権者の死亡に伴う当該年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。

(加入員証の交付)

第三十九条 (略)

2 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者(同条第一項第二号に掲げる者に限る。)が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

3 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者(同条第一項第三号に掲げる者に限る。)が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

(準用規定)

第六十三条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

(略)	(略)
第三十五条及び第三十五条の	連合会が支給する中途脱退者に係る

(加入員証の交付)

第三十九条 (略)

2 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

(新設)

(準用規定)

第六十三条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

(略)	(略)
第三十五条	連合会が支給する中途脱退者に係る

二	年金及び一時金
(略)	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条	(略)	(略)
第三十五条の二	法第百三十三條	法第百三十七條の二十一第一項
第四十一条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第六十四条 法第百三十九條の二に規定する厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第三条第三号及び第四号に規定する書類
- 二・三 (略)

三の二 第五条の二第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

三の三 第五条の五第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

四〇八 (略)

九 財務会計省令第十七條第五項(財務会計省令第二十条において準用

(略)	年金及び一時金
(略)	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第四十一条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第六十四条 法第百三十九條の二に規定する厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第三条第三号及び四号に規定する書類
- 二・三 (略)

(新設)

(新設)

四〇八 (略)

九 財務会計省令第十四條の四第二項第三号に規定する書類

十 財務会計省令第十七條第五項(財務会計省令第二十条において準用

<p>する場合を含む。)に規定する危険準備金の取崩しの処分を示した書類</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第六十六条 法第百四十二条の二第一項及び令第五十三条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号及び第七号に掲げる権限(法第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金に係る権限については第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる権限)を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>する場合を含む。)に規定する危険準備金の取崩しの処分を示した書類</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第六十六条 法第百四十二条の二第一項及び令第五十三条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号及び第七号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

◎ 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（経理単位間の資金の繰入れ）</p> <p>第四条 基金は、業務経理から年金経理へ資金を繰り入れてはならない。</p> <p>2 基金は、毎事業年度、前事業年度において年金経理に属する総資産から生じた運用収益の額が厚生労働大臣の定める額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。この場合において、国民年金法（以下「法」という。） 〔<u>第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とする地域型基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u>〕</p> <p>（資産の保管）</p> <p>第五条 基金の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 有価証券は、銀行、信託会社（<u>法</u>第百二十八条第三項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関若しくは金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二</p>	<p>（経理単位間の資金の繰入れ）</p> <p>第四条 基金は、業務経理から年金経理へ資金を繰り入れてはならない。</p> <p>2 基金は、毎事業年度、前事業年度において年金経理に属する総資産から生じた運用収益の額が厚生労働大臣の定める額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</p> <p>（資産の保管）</p> <p>第五条 基金の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 有価証券は、銀行、信託会社（<u>国民年金法（以下「法」という。）第百二十八条第三項に規定する信託会社をいう。以下同じ。</u>）、信託業務を営む金融機関若しくは金融商品取引業者（金融商品取引法（昭</p>

十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行に登録をしなければならない。

三〇五（略）

（予算の届出）

第八條 基金は、国民年金基金令（以下「令」という。）第二十七條の規定により毎事業年度の予算を届け出るときは、当該予算を記載した届書に、予算作成の基礎となった事業計画の概要を示した書類（以下「事業計画書」という。）を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一〇六（略）

3 基金は、令第二十七條の規定による予算の変更の届出は、変更の内容及び理由を記載した届書に、当該変更に係る事業計画の変更の概要を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 基金は、第四條第二項の規定による繰入れを行おうとするときは、第一項又は前項の届書に、当該繰入れの計画を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

和二十三年法律第二十五号）第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行に登録をしなければならない。

三〇五（略）

（予算の認可）

第八條 基金は、国民年金基金令（以下「令」という。）第二十七條の規定により毎事業年度の予算の認可を受けようとするときは、当該予算を記載した申請書に、予算作成の基礎となった事業計画の概要を示した書類（以下「事業計画書」という。）を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一〇六（略）

3 基金は、令第二十七條の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該変更に係る事業計画の変更の概要を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 基金は、第四條第二項の規定による繰入れを行おうとするときは、第一項又は前項の申請書に、当該繰入れの計画を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 基金の事業開始の初年度の予算の届出は、第一項の規定にかかわらず、設立認可の申請と同時に
行わなければならない。

6 法第三十七条の三の規定による吸収合併が行われる場合における法第三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金の当該吸収合併の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収合併の認可の申請と同時に
行われなければならない。

7 法第三十七条の三の七の規定による吸収分割が行われる場合における同条第二項に規定する吸収分割承継基金の当該吸収分割の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収分割の認可の申請と同時に
行われなければならない。

(予算の流用等)

第十二条 (略)

(削る)

2 基金は、予算で指定する経費の金額について予算の流用をする場合にあっては流用の理由及び金額を明らかにした書類を、予算で指定する経費の金額について予備費を使用する場合にあっては使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 基金の事業開始の初年度の予算の認可の申請は、第一項の規定にかかわらず、設立認可の申請と同時に
行わなければならない。

(新設)

(新設)

(予算の流用等)

第十二条 (略)

2 基金は、予算で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用にあっては流用の理由及び金額を明らかにした書類を、予備費の使用にあっては使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)	第十二条第二項	第十二条第二項
(略)	金額について予算の 流用をする場合に あつては	(略)
(略)	<p>金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。</p> <p>この場合において、予算の流用をするときは</p> <p>予備費を使用するときは</p>	(略)
(略)	(新設)	第十二条第二項
(略)	(新設)	(略)
(略)	(新設)	(略)

◎ 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後			現行		
<p>（準用） 第五条 第一条から第四条までの規定は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の三第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（<u>第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。</u>）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「分割契約等」とあるのは「分割計画」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第一条各号列記以外の部分	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	第一条本文	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

第六条 第一条から第四条までの規定は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条に規定する吸収分割及び同法第六十一条第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条本文各号列記以外の部分	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
(略)	(略)	(略)

第七条 第一条から第四条までの規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三百三十七條の三の七第一項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「分割契約等」とあるのは「吸収分割契約」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第一条から第四条までの規定は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条に規定する吸収分割及び同法第六十一条第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条本文及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条本文	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
(略)	(略)	(略)

(新設)

第一条各号列記以外の部分	第一条各号列	第一条各号列
第一条第二号	法第二条第一項の分割（以下「会社分割」） 同条第二項の会社（以下「分割会社」） 同条第一項の分割契約等（以下「分割契約等」）	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十三において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第一条第四号	同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」） 分割契約等に係る会社分割 分割会社から承継会社等 商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六	同項の吸収分割承継基金（以下「承継基金」） 同項の吸収分割契約（以下「吸収分割契約」） 同項の吸収分割承継基金（以下「承継基金」） 吸収分割契約に係る基金分割 分割基金から承継基金 名称、主たる事務所の所在地

十三条第一項に規定
する新設分割設立会
社にあつては所在地